

## 金融再生法上の開示債権

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,074	1,762
危険債権	1,193	1,490
要管理債権	—	—
正常債権	38,843	39,746
合 計 額	42,110	42,999

## 区分の説明

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。

## ○金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	平成21年度末	平成22年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	3,267	3,252
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,074	1,762
危険債権	1,193	1,490
要管理債権	—	—
保全額 (B)	3,255	3,244
貸倒引当金 (C)	999	939
担保・保証等 (D)	2,256	2,305
保全率 (B) / (A) (%)	99.63%	99.75%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	98.81%	99.15%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。